

1 児童虐待対応における関係機関等の主な役割

分類	機関名	A 発生の予防	B 早期発見	C 相談・通告	D 初期対応 (安全確認)	E 保護・支援
ア 地域における支援者	市民	◆地域の子どもや子育て家庭への関心をもつ ◆子ども子育て家庭を見守り支える ◆子育て支援活動への積極的な参加	◆子ども子育て家庭が発するサインに敏感になる			
	児童虐待予防地域協力員	◆行政機関等の児童虐待防止に関する広報への協力 ◆子育て支援活動への積極的な参加	◆地域における児童虐待をキャッチするアンテナの役割			
	社会福祉協議会・地域ネットワーク委員会・コミュニティ協会/はぐみネット・PTA・子ども会等	◆子どもや親子が参加・交流できる場の提供 ◆保護者が交流できる場の提供 ◆子育てや家庭教育に関する学習機会の提供	◆日常活動の中での早期発見			◆日常活動の中での子どもや保護者の見守り支援
	民生委員・児童委員、主任児童委員	◆子育て支援活動等による保護者支援 ◆日常の相談活動を通じて、地域の状況把握 ◆児童虐待防止に関する広報・啓発活動	◆日常の相談活動等での早期発見 ◆保育所や学校園との日常的な連携 ◆要保護児童発見者からの通告の仲介		◆区役所保健福祉課や子ども相談センターの依頼に応じて当該家庭の安全確認への協力	◆区要保護児童対策地域協議会への参画 ◆区役所保健福祉課、子ども相談センター等と連携して地域の中での見守り支援
イ 子育て支援施設	地域子育て支援センター・つどいの広場事業	◆子育て支援に関する情報提供 ◆子育て親子の交流の場の提供と交流の促進 ◆子育て等に関する相談、援助	◆日常の子育て支援事業等での早期発見			◆子ども・保護者の見守り支援
	子ども・子育てプラザ	◆子育て講座 ◆子育て支援ボランティアの養成	◆子育て相談(土日・祝日も対応) ◆ファミリー・サポート・センター事業による保護者支援	◆子育て相談や子育て支援事業での早期発見		◆子ども・保護者の見守り支援 ◆グループカウンセリングなど専門的な支援
	子育てしている相談センター	◆日ごろの子どもの様子や行動を観察 ◆保護者からの子育て等に関する相談 ◆養育支援が必要な保護者に子ども相談センターや区役所保健福祉課への相談を勧奨 ◆保護者を対象とした児童虐待防止の教育又は啓発 ◆特別の支援を要する家庭の福祉に配慮(保前所) ◆一時保育による保護者支援 ◆保育士を対象とした児童虐待に関する研修 ◆公立保育所向けの児童虐待対応マニュアル配布	◆登園時や保育活動中の観察を通じての早期発見 ◆虐待されている又は虐待が疑われる子どもの状況把握・記録 ◆園内・所内での対応を検討する会議の開催 ◆子どもの状況を定期的に検討(緊急対応が必要でない場合)	◆区役所保健福祉課や子ども相談センターの依頼に応じて当該家庭の安全確認への協力	◆区要保護児童対策地域協議会への参画 ◆子どもの様子の変化など経過観察 ◆保護者への支援 ◆区役所保健福祉課又は子ども相談センターへの情報提供	
ウ 保育所・学校園	保育所・幼稚園	◆日ごろの子ども様子や行動を観察 ◆保護者からの子育て等に関する相談 ◆養育支援が必要な保護者に子ども相談センターや区役所保健福祉課への相談を勧奨 ◆保護者を対象とした児童虐待防止の教育又は啓発 ◆特別の支援を要する家庭の福祉に配慮(保前所) ◆一時保育による保護者支援 ◆保育士を対象とした児童虐待に関する研修 ◆公立保育所向けの児童虐待対応マニュアル配布	◆日常の観察を通じての早期発見 ◆担任・養護教諭、スクールカウンセラー等による個別支援 ◆虐待されている又は虐待が疑われる子どもの状況把握・記録 ◆学校内での対応を検討する会議の開催 ◆児童・生徒の状況を定期的に検討(緊急対応が必要でない場合)	◆区役所保健福祉課や子ども相談センターの依頼に応じて子どもの安全確認への協力	◆区要保護児童対策地域協議会への参画 ◆子どもの様子の変化など経過観察 ◆学級担任、生活指導担当教員、養護教職員、スクールカウンセラー等による個別支援 ◆保護者への支援 ◆区役所保健福祉課又は子ども相談センターへの情報提供	
	小学校・中学校・高等学校・特別支援学校	◆日ごろの子ども様子や行動を観察 ◆子どもが相談しやすい環境づくり(相談窓口の周知等) ◆保護者等からの家庭教育等に関する相談 ◆養育支援が必要な保護者に子ども相談センターや区役所保健福祉課への相談を勧奨 ◆保護者を対象とした児童虐待防止の教育又は啓発	◆教職員向け児童虐待等相談窓口の設置 ◆スクールソーシャルワーカーの派遣 ◆児童虐待防止支援委員の派遣	◆区要保護児童対策地域協議会への参画 ◆スクールソーシャルワーカーの派遣 ◆児童虐待防止支援委員の派遣	◆親子関係の再構築支援など、専門性に応じた支援	
	教育委員会事務局	◆教職員を対象とした児童虐待に関する研修 ◆教職員向けの児童虐待対応マニュアル配布	◆通報・相談・被害申告への対応等のあらゆる警察活動をを通じての早期発見	◆通報・相談等への対応 ◆子ども相談センターからの援助要請への対応 ◆警察官職務執行法に基づく措置(保護、警告、制止、立入) ◆刑事訴訟法に基づく措置(検挙等)。	◆区要保護児童対策地域協議会への参画 ◆子ども相談センターや区役所保健福祉課との連携	
エ その他関係機関	民間団体(子育て・児童虐待防止等)	◆行政や他団体と連携した子育て支援ネットワーク等への参画(情報交換等)	◆外来診療及び入院の診療で早期発見 ◆診療時に詳細な記録をとる(CAシート等を活用する)	◆一時保護委託	◆区要保護児童対策地域協議会への参画 ◆入所児童や里子に安全で安心できる生活の場の提供(※) ◆入所児童や里子の社会的自立と家庭復帰に向けた支援(※) ◆退所児童に対する相談・助言 ◆子ども相談センターからの委託による継続的な指導	
	医療機関	◆養育支援が必要な妊産婦・子どもの把握と情報を区役所保健福祉課に提供・共有 ◆診療の中で子育て支援を行っていく	◆相談業務や地域活動の中での発見	◆通報・相談等への対応 ◆子ども相談センターからの援助要請への対応 ◆警察官職務執行法に基づく措置(保護、警告、制止、立入) ◆刑事訴訟法に基づく措置(検挙等)。	◆区要保護児童対策地域協議会への参画 ◆子ども相談センターや区役所保健福祉課との連携	
	入所型児童福祉施設 里親・ファミリーホーム(※を参照)	◆ショートステイ ◆地域住民に対する子どもの養育に関する相談・助言				
	児童家庭支援センター	◆地域・家庭からの相談				
	警察	◆児童虐待防止に関する広報・啓発				
オ 行政虐待通告・通報機関	区役所保健福祉課(保健福祉センター)	◆児童家庭相談 ◆子育て支援に関する情報提供 ◆子育て支援や保健や生活支援などの業務担当同士との連携による子育て世帯への支援 ◆妊娠期からの相談	◆業務(妊娠届面接、乳幼児健診、相談業務、乳児家庭全戸訪問、なにわっすくすくスタート等)の中での早期発見 ◆養育支援訪問による支援	相談・通告窓口(9:00~17:30、土・日・祝日、年末年始除く)	◆調査、安全確認 ●養育支援訪問による支援 ◆子ども相談センターへの通知(一時保護、強制立入調査が必要な場合) ◆子ども相談センター送致(施設措置、判定が必要な場合) ◆発達相談等で経過観察	◆区要保護児童対策地域協議会の調整機関として、その運営の中核となり、要保護児童等に対する支援の実施状況の把握や関係機関等との連絡調整を行う ◆在宅ケースについて、子育て支援や母子保健、各種福祉サービス等を提供 ◆ケースの進行状況管理
	子ども相談センター(児童相談所)	◆児童虐待に関する専門的な知識や技術を要する相談	◆あらゆる相談・援助業務の中での早期発見	児童虐待ホットライン(24時間・365日)	◆安全確認(任意調査・立入調査、出頭要求・再出頭要求・臨検・捜索) ●一時保護 ◆区役所保健福祉課へ通知(区実施の福祉サービス等が必要な場合) ◆消防局との連携・調整	◆専門性の高い困難ケースへの対応 ◆区役所保健福祉課の後方支援 ◆区要保護児童対策地域協議会への参画 ◆親子関係の再構築支援/家庭復帰支援 ◆施設入所、里親委託 ●施設退所後のケースの支援

参考2

